

大津市議会会議条例（抜粋）

（情報通信端末機器の使用）

第55条の2 議員は、情報通信端末機器（議会が指定するタブレット型端末及びパーソナルコンピュータに限る。以下同じ。）を議場内に持ち込み会議に活用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行うときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議員の情報通信端末機器の使用については、第54条の規定を準用する。

3 第1項本文及び前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。

H26 条例 78 一部改正

- タブレット端末を本会議の質疑並びに一般質問等で使用するときは、会議条例第55条の規定による議長の許可を得ることとした。（平 26.5.26 議運）
- 執行部においてタブレット型端末を導入したことから、議場において新端末を活用したい旨の申出が執行部からあり、これを許可した。（令 4.3.30 議運）

（携帯電話の持込み）

第55条の3 議長は、基本条例第6条の規定を踏まえ、災害時における迅速な情報収集及び議員の安全確保を図るため、議員の携帯電話の議場への持込みを認めるものとする。

2 前項の規定は、答弁者の携帯電話の持込みについて準用する。

H27 条例 49 一部改正

- 携帯電話の会議への持ち込みに当たっては、次の事項に留意することとされた。
 - ① 複数の携帯電話を所有する場合でも、会議に持ち込む携帯電話は1台とすること。
 - ② 議場その他会議室に入るときは、必ずマナーモードを使用すること。
 - ③ 会議中は電話やメールを発信し、または着信に応答してはならないこと。
 - ~~④ 携帯電話を情報通信端末機器として会議で使用してはならないこと。~~
 - ⑤④ 当該留意事項は、執行部職員が会議に携帯電話を持ち込む場合に準用すること。

（平 27.2.9 議運）